

福島国際研究教育機構ワーキンググループの開催について

令和 4 年 11 月 21 日

復興推進委員会決定

1. 福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）に基づき、復興推進委員会が福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の中期目標等に対し意見を行うに際し、機構の業務特性に応じた実効性のある意見を行うために専門的・客観的な立場から検討を行うことを目的とし、福島国際研究教育機構ワーキンググループ（「以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、優れた識見を有する者のうちから復興推進委員会の委員長が選任する。
3. ワーキンググループに座長を置き、構成員の互選により選出する。座長はワーキンググループの議事を統括する。
4. 座長が不在のときは、座長の指名する構成員がその職務を代行する。
5. 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
6. ワーキンググループの庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。
7. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。